

令和2年度 第3回 新潟市介護保険事業等運営委員会 議事概要

日 時： 令和2年11月25日（水） 午後1時30分から

場 所： 新潟市陸上競技場 2階 第3会議室

出席者： 新潟市介護保険事業等運営委員会

石畝委員、柄澤委員、小山委員、岡崎委員、馬場委員、石井委員、根立委員、松井委員、阿部（枝）委員、石川委員、中島委員、徳善委員

事務局

（高齢者支援課）本間課長、笠井課長補佐、岡村係長

（地域包括ケア推進課）関課長

（介護保険課）川上課長補佐

（地域医療推進課）関根係長

1 開会

（事務局）欠席者は阿部（行）委員、佐野委員、鈴木委員、山口委員、佐藤委員、竹石委員、吉田委員、谷田川委員

2 委員紹介

中島委員

3 議事

（1）計画素案について

①被保険者数・認定者数、介護サービス基盤の整備の考え方・方向性、サービス見込量等について

（事務局：高齢者支援課から案件概要説明）

【質疑】

（中島委員）年度の呼び方について。平成から令和に変わって、HからRに変えてはいるが、先々を考えると呼び方を変えることによる混乱を招く可能性もあるのかと思い、西暦にした方がよいのではないかという意見。

（石畝委員長）西暦に年度を変えた方がいいと。

（中島委員）その通り。置き換えた方が、以後も分かるのかなと。

（石畝委員長）事務局の意向をお願いしたい。

(事務局) 西暦に直す、元号と西暦の併記といった、資料のサイズ感によるが、併記などを検討していきたいと思う。

(中島委員) 併記ではなくて、西暦のみでいいのではないかと思う。併記だと年度の途中で呼び方が変わることが、さらに混乱を招くので。

(事務局) 市の事業などもそうだが、国でも元号を使っているので、西暦のみで表記するというのも、よくよく調べていかないといけないと思う。元号が変わったばかりなので、近い将来にまた変わるということは考えづらいが、併記をしつつ、また元号が変わったときには丁寧な説明をしていくということで、少し検討させていただきたい。

(中島委員) 決まりがあるのであれば、和暦でも結構だと思う。統一した事項なのであれば、西暦にこだわりはない。了解した。

(石畝委員長) 74 ページの段階ごとの保険料額の表について、15 段階というところで、説明はこれで大丈夫か。

(事務局) 段階については、第7期までは第14段階ということで、今回、1段階、第15段階を追加させていただいた。理由については、先ほどの説明の通り、他の政令市の状況や、あとは所得の公平性の面等を考えて追加したわけだが、15段階については、74ページの表にある通り、前年の合計所得金額が1,000万円以上の方ということで、保険料率が2.3という形になっている。第7期までは、前年の合計所得金額が700万円以上という形になっており、これでは700万円と、例えば1,000万円以上の方が同じ料率であるというところは、公平性の面ではどうなのかというところもあり、今回、新たにこの部分を見直し、15段階として1,000万円以上というところを一つ追加させていただいた。なお、1,000万円以上の段階を設定している他の政令市は12市あり、そちらの採用している保険料率または新潟市の13段階から14段階までの伸率などを考え、第15段階については、料率が2.3というふうにさせていただいた。この段階を一つ追加することにより、若干ではあるが、基準保険料が下がるということになっている。

(中島委員) 61ページの小規模多機能型居宅介護の整備年度、整備地域や、看護小規模多機能型の整備地域について、圏域という言い方をしているが、第7期計画の方でも地域という言い方をしているが、その地域を選定した理由は、伸び率か何かを見て、この地域に必要だろうということで出

しているのか、それとも地元の要望などそういったものを加味して実行しているのか。

(事務局) 整備圏域の選定については、整備率が高いか、低いかというところを目安にしており、特に要望等で、というようなものではない。

(中島委員) 新設のみが記載されているが、廃止なども中にはあるのか。

(事務局) 今のところ、廃止されているところというのは、特に聞いていないという状況。

(中島委員) もう一点。修繕とかそういったものも、計画の中には入っていないのか。

(事務局) 修繕については、こちらの計画の中には入っていない。建物の数が増える、あるいは人数が増える、減るというところについて、記載をしている。

(中島委員) 今後も伸びが見込まれるということも加味して、新設のみが増えていくということで第8期は計画しているということでしょうか。

(事務局) 小規模多機能型居宅介護、それから看護小規模多機能型居宅介護については新設のみという形になり、それ以外に、ただ転換というものについても、この63ページの一覧表の中で、例えば、介護老人保健施設のところでマイナスも数字として出てくるが、こちらは転換の分ということで示しているものになるので、施設の中の人数が増えているところ。それから、施設の数が増えているところについて、こちらの計画に記載している。

(中島委員) 転換ということもあり、新設ということになると、その地区に住んでいる方も、施設から施設へかなりの数動くということなのか。新設されたので。

(事務局) 基本的には、施設の方が移転するというより、新しくそこに施設ができて、在宅の方や、例えば病院から退院された方が介護が必要になって、新しい施設を使うなど。その地域でこちらの施設も使ってみようということで使う方も、当然、いるかと思うが、施設ごと全体的に移転するというよりは、一人ひとりが自身の介護の状態を見ながら、その施設を選択していく、サービスを選択していくというような形になっているかと思う。

(小山委員) ショートステイ 160人分を特別養護老人ホームに転換していくという

計画になっている。現在、ショートステイ等を利用している方もかなりいると思うが、これを転換することによって、利用者の方がショートステイを利用しにくくなるという心配はないのか。

(事務局) ショートステイについては、短期間使われるというところが前提になっているが、利用の中で、実際には在宅に戻れず、長期で使っているという現象があるということも、実態としてあると聞いている。そういった方、特別養護老人ホームを待っている間ショートステイにいる方も、中にはいるということ。それが併設型の場合、特別養護老人ホームの中にショートステイが入っている状況になっているかと思う。そちらを特別養護老人ホームに転換することによって、今、長期で待っている方、ショートステイを使っている方が特別養護老人ホームにスムーズに移行されることも可能になるのではないかとこのことを念頭に置いて、こちらの転換を考えているところである。

そうするとショートステイがなくなってしまって、使えなくなってくる人がいるのではないのかという懸念だと思うが、一方で、単独でショートステイという、特別養護老人ホームに併設、一体型というものではなく、単独でショートステイというものもあり、そういうところでは利用率が少なくなっている部分もあるように聞いている。そういったところの利用率を上げるというところで、まかなっていけると考えての今回の計画である。

(石畝委員長) 令和 22 年度、2040 年に向けた長期目標の中での第 8 期の整備状況ということで、長期的な部分も含めて、もし何かあれば、発言をお願いしたい。

58 ページの介護医療院の整備年度及び整備地域で、令和 3 年度から令和 5 年度で 200 人とされている。これは資料 1 の 2 ページでは、200 人の他に医療病床からの転換 50 人ということになっている。医療病床からの転換 50 人というのが素案では分からないが、この整備計画とは別で、50 人はカウントしないということなのか。

(事務局) 医療病床については、介護ではなく医療というところで、そちらからの転換ということになる。63 ページの一覧表の中には、介護医療院の増えている中には含まれているという形になっており、その辺りが分かりづらくて恐縮だが、要は、介護から介護への転換ではないので、こち

らの 58 ページの中には入っていないが最終的な数としては増えるということ。63 ページの表の方には、数が多いので分かりづらいが、含まれているというような形になっている。

(石畝委員長) 医療病床から介護医療院への転換というのは、この計画の対象ではないという理解でよいか。施設というか、数としては増えるが、計画の対象にはならないと。

(事務局) こちらのサービスとして、転換した後で最終的に介護になるので、こちらの方にはサービスの見込みの量としては入ってくるが、動きとしては元が医療なので、こちらの方の転換の計画としては記載していないというような形になっている。

(中島委員) 地域整備の考え方について。新潟市は特に、河川を有している地域であり、河川の氾濫等で水浸しになることも考えられ、また地盤の緩い所で地震等により災害が拡大する恐れもあると思う。高齢者の居住区域については、地盤の固いところ、あるいは水位が上がって来ない高いところの整備を進めることによって、二次的な災害に見舞われることはないかと思うので、そういったことを考慮して、その地域の場所は選定していただければと思う。意見として述べさせていただく。

(事務局) 実際に行う際には、そういった部分も配慮していただきながら、また、実際に建てられる前に、その地域がどういう地域なのかということは、事業者にも配慮していただいた上で、計画を立てていただくというような形になってくるかと思う

(石井委員) 56 ページ、先ほどの質問にもあったが、転換について。以前はユニット型のショートステイを特別養護老人ホームに転換したということだったが、今回、第 8 期では居室形態問わずショートステイ 160 人分を特養に転換すると。非常に良いことだなと私は思うのだが、これは何か理由があったのか。

(事務局) こちらについては、事業所の方にどういうことが問題になっていると考えているのかということをお聞きした。その中で、ユニット型で今まで進めてきたことについては、ユニット型を増やすという国の方針等があると同時に、現実問題としては併設の特別養護老人ホームを望まれるというか、金額的な部分もあるかと思うが、そういった声もあり、あるいは実際に併設されているショートステイの中で、ユニット

型ではないところも実際にはあるので、そちらも含めて転換のしやすさというところも考慮に入れた状況である。

②素案の構成、重点取組事項について

(事務局：高齢者支援課から案件概要説明)

【質疑】

(石畝委員長) 今、説明のあった素案の全体構成および、とりわけ重点取組事項は前回の会議よりも一つ増えたということも含め、質問、意見等あればお願いしたい。

12 ページの「認知症施策の推進」というところで、本文の記載が前回の会議で書かれているものとだいぶ内容が変わっている。前回の会議では、認知症施策推進大綱に基づき、普及啓発・本人発信支援、予防、医療・ケア・介護サービス・介護者への支援、認知症バリアフリーの推進・若年性認知症への支援・社会参加支援と書かれていたが、ここではかぎかつこの部分、2行目、3行目に「正しい知識と理解の普及」うんぬんと、同じく認知症施策推進大綱に基づくということは書いてあるのだが、表現が変わった理由について何うとともに、例えば、資料3の3ページ一番下のところで、「普及啓発・本人発信支援になったのは良かった」と。肯定的な評価もされている中で、それが消えてしまったというところを含め、事務局から説明をいただきたい。

(事務局) こちらについては、委員長の話にあった通り、タイトルの言い方というか書きぶりをだいぶ変えている。それは、従来の書き方だと非常に固くて、何をイメージしているか分からないというよう意見があり、分かりやすくというところを主眼に変えさせていただいた。そして、もう一つ、本人発信の部分、確かに、資料3に、本人発信という部分が入ったところが良かったとあるが、実は、次の議題「③各施策の展開について」になるが、47 ページにある「認知症施策の推進」ということで、【取組方針】の「①正しい知識と理解の普及」があるが、ここの最後の段落で、「より市民の理解が深まるよう、認知症本人が参画できる」とある。実は、前回、たぶん参加だったと思うのだが、本人発信の意味合いも含めてもっと能動的に参画していただくという意味合いも込め、その部分を変えさせていただいた。従って、本人発信という単語そのものが消

えているのは、確かにそうだが、私どもの思いとすれば、それよりもむしろ、もっと能動的に、積極的にという意味合いで言葉を変えたというつもりでいた。

(石畝委員長) 個人的には合点がいった。これは個人の意見だが、分かりやすくすることは、誰のための計画かということも含めて非常にありがたいことだが、第7期の計画で用いられた図が、そのまま第8期の計画でもこの真ん中辺りに使われている。ただ、第7期の言葉と第8期の言葉が違い、第7期の言葉に応じた図とも読めなくはないので、場合によっては、この図の書き方というか、説明のしかたを、少しご検討いただくこともありなのかなというところは、個人的意見としてある。

(事務局) 第7期と第8期で認知症に関して大きく変わったのは、新オレンジプランから認知症施策推進大綱に変わったということ。その推進大綱でオレンジプランの何が変わったのかということだが、大本の部分で、予防という観点が入った。それまでのオレンジプランの中では、予防という観点は入っていなかったが、認知症施策推進大綱の中では、それがより強く表現されていると。ただ、この予防というものは、ご存じの方もいらっしゃると思うが、文字どおり認知症にならないための予防というだけではなく、認知症になった方、なってしまった方が、その後で重度化しない、そのレベルでとどまっていただく。あるいは、専門用語になってしまうが、軽度認知症というMC Iの部分で、取り組み方によっては正常に戻るパターンもあり得るということなので、そういったもろもろを含めて予防という観点ということになる。確かにここの部分では、この図でいうところの予防というのは、どちらかということにならないという部分を強調して作ってあったが、なってから重度化しないような取り組みということ、状況に応じて適切な対応をしていくということは必要なことなので、そういった意味で、大綱になって絵柄が変わることについては、これは新潟市のオリジナルの絵で、国で使っている絵ではない。今現状とすると、予防部分を表現するということが、図の上ではこのくらいしかできないかなということもあり、そのまま使わせていただいた。

(柄澤委員) 認知症に関しては、とても関心があるので、今のやり取りを興味深く聞いていた。委員長が指摘した資料3の、本人発信の支援だったら良か

ったという意見は、たぶん、認知症の人をいわゆる異常なものとして社会から排除するとか、取り除くという感じではなくて、もう少し社会の一員として、またその人は認知症になりながらもいきいきとした暮らしができるようにというニュアンスが含まれていたのだらうと思う。

文言について、47 ページに「予防と社会参加」として、自分たちは「参加」とここに書いたのだということだったので、それではここを「予防と社会参画」にする、参加よりも一歩積極的にするということはありかと一つ思ったことと、この図はオリジナルと聞いた。こういうポンチ絵を作ることが行政は上手でいつも感心するのだが、この図を見ると、社会参画というニュアンスをどこから読み取ったらいいのだらうという感じが若干する。やはり予防、ならないように早期発見して、要するにケアする対象者として何とかしようというニュアンスがこの図には強くあって、先ほど、認知症本人が参画できる取り組みを検討していると書かれていることを、もう少しここに反映できたら、もっと良いかなということ、私の意見でもあるので、追加して発言させていただいた。検討をお願いしたい。

(事務局) 確かに「社会参加」だと、どちらかという一歩引いた感じではあるなどということは、私も今聞いて思ったので、タイトルの変更、その項目に関連する変更については、少し検討させていただきたい。

それと確かに絵について、「参画」の方についての表現がないと言われればそうなのだが、どう表現すればいいのか、にわかには思いつかない。あくまでも本人の社会参画が必要だということはもちろんあるが、一方で、認知症の方々をいろいろな社会資源が周りから見守っていくのだというところを、外側の円で表現している。いろいろな社会資源が入っているわけだが、総掛かりという言い過ぎだが、さまざまな方が関与して見守っていくのだというところを表現したかったということ。その両方をどういう形で表現するか、今、ここでもにわかには思いつかないので、それについては考えさせていただくが、どうなるか今は何とも言えない。

(柄澤委員) これから考えていただくということなので、せっかくここに本人発信支援という言葉があるので、この言葉をどこかに、例えば、認知症地域支援推進員の近くでも良いし、一番どこがふさわしいのかということ

考えつつ、そんな言葉を入れるだけでも。もう少し本人が社会の中に、やはりこれは支援が、本当にこの前もキャラバンメイトの集まりがあつて、認知症初期集中支援チームの人の話を聞いたのだが、総掛かりでみんながみんな考えてやらなければいけないよねということとその場でも言っていたので、総掛かりでという事務局の意見はよく分かるが、総掛かりにした時にその中の一員として本人がいるということは、すごく大事な哲学だというように思う。今までの発想ともしかしたらうまくヒットしないのかも知れないが、先ほどのように、この言葉を一つどこかに意識的に入れてみるということもチャレンジングでいいのかなと思った。

(石畝委員長) 私も少しもやもやしていたことが柄澤委員の発言によってクリアになった。ポンチ絵は、しょせんと言ったら失礼だが、メッセージ性を有するものであって、あまりそこまでの正確性を求められていないと思うので、まさに認知症の方が積極的、主体的に行動すると。社会の一員として、と言うメッセージがあるということは、非常に重要なことかと個人的には思っているので、ご検討いただければと思う。

③各施策の展開について

(事務局：高齢者支援課から案件概要説明)

【質疑】

(中島委員) どこが管轄しているか分からないが、高齢者が使う施設として、ゲートボール場だったり、各地区に置いてあるが、活用しきれずに荒れ果てているようなところもあつたり、そういったものの運営について。何といても「生きがいくくりと就労・社会参加の支援」の一環として、そういった施設が、活用の促進が図られて、さらなるコミュニケーションも取れ、ひとり暮らしの高齢者等の見守りにもつながるのかと思い、この場で説明できるかどうか分からないが、この件について分かれば教えていただければと思う。

(事務局) 基本的には、ゲートボール場というのは、公園の一部として整備されていることが多いと思う。そうなると、公園の整備は、本庁で言うと公園水辺課になり、区レベルになると各区の建設課ということになるが、公園の附属施設として整備されているとすれば、恐らく、都市公園法上の施設ということになるのではないかと考えているので、管轄的には土

木部ということになる。私どもの立場からすれば、そういった場を使って交流を深めていただくということは、どんどんやっていただきたいということにはなるのだが、施設そのものの所管ではないので、ゲートボール場や、そういったところまですることは少し難しいかと思っている。

(中島委員) 持ち場等もあると思うので、そこまでは立ち入れないということかと思う。一意見として述べさせていただいた。

(柄澤委員) 27 ページの一番下の「高齢者等あんしん見守りネットワーク事業」で、一人暮らしが多くなっている中で重要かと思っており、「ネットワーク協力事業者からも地域包括センターへ連絡してもらおうなど」と記載があるが、これは具体的に何かしているのか。こういうところまできちんとやってもらえるような話になっているとか、もしそういうことがあったら表彰するなりして強化しているといったような、やっていることやこれからやろうとしていることがあれば教えていただきたい。

(事務局) 「高齢者等あんしん見守りネットワーク事業」について、本日、担当課が来ていないので、詳細については説明が難しいというところだが、こちらは高齢者だけではなく、障がい者や子どもも含め見守りということで、ここに書いてあるような新聞・電気・ガス事業者や配食サービスの事業者など、さまざまな事業者から参加いただいて、自身の仕事の中でおかしいということがあれば、近くの地域包括支援センターへ連絡してもらおう契約のようなものをして対応してもらっている。きっちりというよりは緩やかに、皆さんの日々仕事の中で気づかれた部分について地域包括支援センターのほうに連絡してもらうことが主なものになる。基本、連絡してもらおうということ。「など」が何を指すのかというところはあるが、例えば、日々の中で高齢者の方なり障がい者の方と話すようなことがあった時に相談に乗るといったようなことももしかしたら。例えば配食サービスの方などは、自身が知っているサービスの内容などを教えるといったことがもしかしたら入ってくるかもしれないし、そこだけではなくて、日々の仕事の中で声がけといったところも含めて対応してもらおうということも入っているのではないかと。はっきりお答えできないが、そういったことを含めての「など」だと推察している。

(柄澤委員) 人と人の距離というのがとても難しくなっていて、そう言われてはい

るけれども、本当にやって良いのか悪いのかということで、どちらかというところに関しては、やはり仕掛けなどがいるのではないかと考えたのでお聞きした。

別の質問で、32 ページ、前回、私もいろいろとこだわっていた地域包括支援センターについて、地域包括支援センターの機能強化、これは非常に重要ではないかと思ひ、関心を持っている。医療機関とのネットワーク構築の推進等の業務の充実ということに関しては、具体的にどのようなことをしていこうと考えているのかということと、その2行下の、「地域の状況に応じ、その特性に合わせたきめ細かな支援活動ができるよう」ということに関して、その下の2行は知っているのだが、それについてこのようなことを考えているといったことがあればお知らせいただきたい。

(事務局) 2つ目の質問については書いてある通り、圏域の見直しという部分を意図して記載した。圏域の見直しについては、前回の会議でも説明したところである。現在、予算編成の最中であり、どうするかまだ明確ではないということで、明確には言えないが、私どもとしてはどうしてもやりたいと思っているところである。

機能強化職員についての部分だが、地域包括支援センターには3職種配置しているが、それとは別に、3職種のどの方でも構わないが、機能強化職員として配置をしてもらいたいということでやっている。関係機関とのネットワーク構築の推進というところで、質問にあったのは医療機関との、ということか。

(柄澤委員) ネットワーク構築の推進というのはとても耳触りが良い話だが、具体的に、例えばこういうこととこういうふうにつなげばもっといいはずだという具体的なイメージがあって書かれているのかどうなのかを確認したかったということ。

(事務局) 基本的に、相談事を地域包括支援センターが受けた時に、多種多様な相談を受けるので医療だけに限らないが、医療や介護は代表的だが、それだけではなく、もちろん警察というパターンもあるだろうし、あるいは郵便局に行くとか分かるという部分もあるかと思うので、一概にどうこうというのはなかなか言えない。そういう意味では、地域包括支援セン

ターというのは担当圏域の中の、これも地域包括支援センターの業務の中に入っているが、社会資源を把握するということ。そこつながりを持つ、顔と顔が見える関係をできるだけ作ってもらい、何かあった時にこれならここに相談できる、つなげられるというポケットをいっぱい持っていてもらわないとうまくないということになると思う。

その中でも、例えば医療との連携という部分で、これは医療介護連携ということもあるわけだが、多職種連携の研修会というものをやっている。具体的な研修や集まりといった部分で関わっている部分もいくつかある。認知症の関連もそうだが、地縁団体とのつながりということもあり、一番分かりやすいのは、自治協議会で地域包括支援センターの職員がメンバーになっているところもたしかあったかと思うので、そういったいろいろなつながりを持ちながら、というような意味である。

(柄澤委員) 今のお話から、私も地域包括支援センターの人たちと付き合いと、ネットワークとしてどこにつながればいいのか、どこにつながり得るのかというのは皆さん知っているが、具体的なそのパイプが細い人、太い人さまざまであるということを感じている。実は、先ほど言ったように、キャラバンメイトのメンバー会議で認知症初期集中支援チームの人の話を聞いたが、認知症初期集中支援チームの人は、もっと自分たちのところに連絡をくれればいいのか、と。私たちに連絡できるのはケアマネジャーと地域包括支援センターだけなのだ、と言っていた。それに対して、地域包括支援センターの人たちは、自分たちのところに相談に来れば、基本的に自分たちで何とかしようと思うけれども、認知症初期集中支援チームにつなごうとはなかなか思わない、といった感じで。認知症初期集中支援チームというのは結局、一番多いところも年間 30 例くらいお聞きすると、自分が預かっているものは、果たしてそこに言っているものなのかがよく分からなかったり、また、そこにつなげると、この情報はどうなのかと根掘り葉掘り、自分たちが十分ではないみたいな形になるとかえって面倒であるような話があるという話を聞いた時に、やはりネットワークというのは、ここにつながるといいよという話を分かりあっているだけではネットワークは推進できないと思い、認知症初期集中支援チームの人たちももう少しアウトリーチできないかとも思った。このレベルのことはこういうところにつながるとこういうふうがいいよ、

といったことがもっと共有できるといいなと思ったので聞いた。特に、新潟市はみんな外部委託なので、同じ質で同じ状況で同じようにやるのが難しいからこそ、その辺を働きかけて、いろいろなところでいいネットワークが築けるようにしてってもらいたいという、これは願いとして聞いていただければ結構。

それと、「地域の状況に応じ、その特性に合わせたきめ細かな支援活動ができるよう」ということに関しては、前回は、地域包括支援センターの人員や増設の説明があり、それは理解しているつもりである。資料3の2ページにある、多分、これは私の言葉を拾ったのだと思うのだが、少し誤解があるのではないかと思ったのは、増設するなら人員増をしたらいいのではないかといったニュアンスに書いてあるが、私が発言したのは、増設ありきではなくて、本当に増設が必要な状況なのか、それとも人員増で、ネットワークが良くなるためには増えた方がいいのだろうけれども、こういう業務が多くてということであれば、もしかしたら人員増がいいのかもしれない、そこのところを、形式的拡充ではなく、働きや機能が拡充するために何がよい選択なのかということはいかなのだろうかということ発言したつもりなので、できればこの記録については修正をお願いしたい。それと、先ほどの「特性に合わせたきめ細かな」ということについて。単なる圏域の見直しだけではなく、先日、地域包括支援センターの人たちを集めて地区診断を勉強しようという研修があったと漏れ聞いている。私は、それができたらいいのに、と思っている。自分が担当している地域はどういったニーズがあるところで、だとすると、こういう業務はすごく重要であるとか、どれが優先度の高い仕事であるかということが自ら分かって働けるのと、ただ来た者に次から次へと対応するのは違うと思うので、いかに自分の地区を、地区診断という言葉が公衆衛生看護の領域にはあるのだが、そういう言葉がぴったりなのかどうか分からないが、自分の地域をよく分かって、ニーズ把握した上での、もう少し能動的な取り組みをそれぞれの地域包括支援センターができるように市がサポートするという事などは、この前の研修を企画されたように継続・発展してってもらいたいと、これも願いとしてお伝えしたいと思う。

(事務局) そうなると、どうお答えしていいか分からなくなるが、認知症初期集

中支援チームについては個別の深い話になってしまうが、チーム側がまだ不慣れであるというところも確かにあり、地域包括支援センター側がどこまでのものだったらあげていいのかというところで悩んでいるという事は、私どもも把握している。そのために、いろいろな支援でうまくいっているところの事例を材料にして研修を行うというようなことをやっている。ただこれも、利用側の体制の問題や、いろいろと複雑に絡み合うところがあるので、来年からきちんと全部きれいに行うとはいかないと思うので、基本的に、回るにはまだ少し時間をいただかないといけないのではないかと考えている。

地域包括支援センターの機能強化、きめ細やかな支援活動という話について、地域診断の話があったが、これは、私どもが毎年行っている地域包括支援センターの職員向け研修の内容である。毎回、テーマを変えてやっているが、通常であれば年3回やっている。今回は新型コロナウイルス感染症の関係で2回しかできないところではあるが、そういったところを通じて、柄澤委員の話にもあったように、地域包括支援センターはすべて外部委託であるため、逆に言うと、地域包括支援センターごとに差が出ないように、職員のレベルアップ、あるいは情報共有の部分も含めて、そういった研修はやっていくということで実施しているものである。

(石畝委員長) 実は、第6期から第7期の時にも申し上げたが、典型的な項目についての書きぶり、これ自体は誰もそれほど反対することはない。量的なものというよりはむしろ、質をいかに確保するかというところが今後課題かなど。それは書きぶりとしてはこういう形でしか書けないとは思っているのだが、どこにどういった問題があって、より実効的に推移するためにはどういう意識のもとにどういうことにチャレンジしていくかというところが大事かと。今の柄澤委員の意見は、私の理解では、そういう点に少しずつ、書くかどうかはともかくとして、引き続き検討いただきたいということで承っている。それは私も全く同感である。事務局は大変だと思うが、我々の一意見として聞いていただければと思う。

(柄澤委員) よく分からないところがあって教えていただきたいのだが、46 ページ「在宅医療・介護連携推進事業」の中の医療人材の育成ということに関して、訪問診療医というのは今では増えている感じがするが、訪問看

護をやっている人からすると、看取りまでやってくれる診療医はなかなかいないとか、いろいろな困り事も聞いているので、訪問診療の今の状況、そこに関してどのような働きかけや何かがあるのかなのかということについて教えていただければと思う。

(事務局) 訪問診療医については、今、実数を追えていないが、増えているとは言いがたい状況である。一方で、訪問診療の実施件数というのは少しずつ増えている、つまり需要が増えている状況。そういった中で、新潟市役所、行政単独では取り組みしがたいところである。新潟市医師会と連携して、現在、活躍されている先生に在宅医療、訪問診療を実践していただくような研修会、勉強会、意見交換会といったものを進めているところである。

(中島委員) 49 ページの中段にある、徘徊高齢者家族支援サービス事業における小型通信機器の貸与については、市販の物を使用しているのか。

(事務局) この事業については事業者に委託しており、その事業者が取り扱っている機器を貸与している。

(中島委員) 実は私自身、2回ほど徘徊高齢者と遭遇する機会があり、自宅がすぐ近くにあればいいのだが、すぐ近くではなく5キロくらい離れたところまで徘徊してきている方がいて、タクシーに乗せることもできるかとは思ったのだが、またどこかへ行くと思いと悪いと思い、自宅まで連れて行った。その際に、相手方と連絡が取れる機能を有している機器があれば、そちらに連絡することもできるのではないかと思う。たまたま電話番号をおぼえている方だったので、その時は電話をして迎えに来てもらったりしたのだが2回目は私が連れて行った。道も分からず、ただ、住所はおぼえていたので、調べたら5キロも離れた住所だったので、これはまずいなど。小型通信機のような機能があると、そういったことに遭遇した方も助かるのではないかと思った。市販の携帯でも位置を特定できるような機能はあり、機能を限定した中で発信番号を3個くらい登録して、それでやり取りができるものもあるので、そういったものでもいいのではないかと思うので、委託されている事業者の考えもあるかと思うが、意見としてお聞きいただければと思う。

(事務局) 参考にさせていただきたい。

④今後のスケジュールについて

(事務局：高齢者支援課から案件概要説明)

(2) 新潟市地域包括支援センター業務受託法人公募について

(事務局：地域包括ケア推進課から案件概要説明)

【質疑】

(石畝委員長) 前回の会議で示されたように、地域包括支援センター2か所を新しく選定しなければならないと。この公募要領の中身について、当会議で承認を頂いて、そのうえで広く公募を図るという流れになっている。公募要領については、もちろん応募者も見られる内容なので、今の段階でもし何かお気づきの点等があれば、ご質問いただければと思う。

5ページの応募資格で、「もの」という字が漢字になったりひらがなになったりするの何か違いがあるのか。

(事務局) 統一する。こちらのミスだと思われるので、統一させていただく。

(石畝委員長) 今のような質問も含め、委員の皆様方から何かあれば。

それでは、このスケジュール通り、公募要領に従って進めさせていただき、また、2月の次回会議においては、先ほど説明があったように、事務局が作成した評点評価表について我々のほうで承認するという作業が残されているので、その際も協力をお願いしたい。

(3) その他

(事務局：次回開催時期について説明)

【配付資料一覧】

- ・ 計画素案
- ・ 資料1 第8期における基盤整備のポイント
- ・ 資料2 今後のスケジュールについて
- ・ 資料3 第2回介護保険事業等運営委員会・第2回社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会における委員からの主な意見等
- ・ 資料4 新潟市地域包括支援センター業務受託法人公募について
- ・ 資料5 新潟市地域包括支援センター業務受託法人公募要領(案)